

第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ実施要綱

(平成25年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第四次葉山町総合計画基本構想策定過程における町民参画の場として、町民ワーキンググループを設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 今後の基本計画基本構想づくりに活用するため、町民ワーキンググループは、地方自治についての講義及び町からの各テーマに関する現状を踏まえて、今後の町の目指すべき姿について討議するものとする。

(参加者の決定方法)

第3条 住民基本台帳より無作為で抽出した町内在住者1,500人(年齢満20歳以上)に対し、参加依頼の文書を送付し、参加の承諾を得た町民を参加者として決定する。ただし、承諾者が50人を超えた場合は抽選により決定する。

(実施方法)

第4条 町民ワーキンググループには、全体会とテーマ別検討会を設ける。

- 2 全体会は参加者全員が参加し、これからの地方自治についての講義を行うとともに各テーマに関する当町の特色等につき説明を行う。
- 3 テーマ別検討会はテーマごとの今後の町の目指すべき姿について討議する。
- 4 テーマ別検討会のテーマは下表のとおりとする。

| テーマ | 対象分野 | 担当課等 |
|--------|-----------------------|-------------------------------|
| まちづくり | 都市づくり 産業観光 農林水産 | 都市計画課 道路河川課 産業振興課 |
| 暮らしづくり | 環境 安全・安心 福祉 | 環境課 総務課防災係 福祉課 健康増進課 |
| ひとづくり | 教育 子育て 文化 | 学校教育課 子ども育成課 生涯学習課 |

- 5 町民ワーキンググループの運営は、総務部企画調整課が行う。

(職員参加)

第5条 町民の視点、町民の声を意識する機会を得るため、町民ワーキンググループに討議テーマの担当課等の職員が参加するものとする。

- 2 町民ワーキンググループに参加する職員は、全体会においてテーマ別検討会の対象分

野について当町の特色等の説明を行うとともに、テーマ別検討会にはオブザーバーとして同席し、必要に応じて情報提供を行う。

3 町民ワーキンググループに参加する職員は、担当課等からの推薦により決定する。

(謝礼)

第6条 全体会での講義講師に対し、謝礼を支払うものとする。

2 参加者には、記念品を贈呈するものとする。

(成果の取り扱い)

第7条 テーマ別検討会における討議結果については、結果報告としてまとめ、町ホームページなどを通じて公表するとともに、今後の基本構想策定、審議及び個別計画等に活用するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成26年3月31日をもって終了する。